

料亭旅館 熱海 小嵐亭

宿泊約款

(本約款の適用)

- 第一条 当館の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
- 2 当館は、前項の規定に関わらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができません。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第二条 当館は、次の場合、宿泊契約の締結をお断りすることがあります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室(員)により客室に余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - (5) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (7) 宿泊しようとする者が当館もしくは当館従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
 - (8) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (10) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのあるとき、他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動があるとき。

(氏名等の明告)

- 第三条 当館は、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申し込み」という)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業
 - (2) その他当館が必要と認めた事項

(予約金)

- 第四条 当館は、宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残金あれば返還します。

(予約金の解除)

- 第五条 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、別表により、違約金を申し受けます。
- 2 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後8時(予定到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の交通機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金は頂きません。

宿泊約款・第五条の別表(違約金)

申込人数等	取消料率								
	不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前	20日前	40日前	60日前
1～14名	100%	100%	50%	20%	20%	10%	—	—	—
15名～	100%	100%	60%	50%	30%	20%	10%	10%	—
本館貸切	100%	100%	60%	50%	30%	20%	10%	10%	—
全館貸切	100%	100%	60%	50%	30%	20%	20%	20%	10%

注1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

注2 ご宿泊の場合、契約日数の短縮につきましても、上記通りの違約金を申し受けます。

(当館の契約解除権)

- 第六条 当館は、次の場合には予約を解除することができます。
- (1) 第二条第3号から第10号までに該当することとなったとき。
 - (2) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
 - (3) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
 - (4) 第三条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - (5) 第四条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

- 第七条 宿泊者は、宿泊日当日当館の玄関帳場(フロント)において次の事項を当館に登録してください。
- (1) 第三条第1号の事項
 - (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地、及び上陸年月日
 - (3) 出発日及び時刻
 - (4) その他当館が認めた事項

(チェックイン・チェックアウトタイム)

- 第八条 宿泊者が当館客室のご利用を開始いただく時刻(チェックインタイム)は午後三時とします。
宿泊者が当館客室のご利用を終了いただく時刻(チェックアウトタイム)は午前十一時とします。
- 2 当館は前項の規定に関わらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合、以下に掲げる通り追加料金を申し受けます。
- (1) 午後二時まで、チェックアウトタイムを超える1時間につき宿泊料金の十分の一
 - (2) 午後六時まで、宿泊料金の二分の一
 - (3) 午後六時すぎ、宿泊料金の全額

(営業時間)

- 第九条 当館の施設の営業時間は、次の通りとします。
- (1) 行庵(朝)七時半～九時半(昼)十一時半～十四時(夜)十七時半～二十一時
ラウンジ(午前)八時～十一時(午後)三時～四時半
- 2 第1項の時間は、臨時に変更することがあります。

(利用規則の遵守)

- 第十条 宿泊者は、当館内において、当館が定めて当館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒否)

- 第十一条 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- (1) 第二条第3号から第10号までに該当することとなったとき。
 - (2) 前条の利用規定に従わないとき。

(宿泊の責任)

- 第十二条 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者が当館の玄関帳場(フロント)において宿泊の登録を行った時、または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけたときに終わります。
- 2 当館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。
- 3 貴重品は備え付けの金庫にお入れになるかフロントへ直接お預けください。
- 4 当館は、消防法令に適合している旅館として防火セーフティマークを表示していますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(免責事項)

- 第十三条 当館からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。